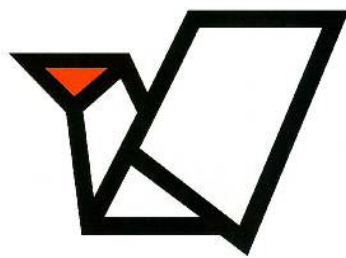


平成30年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案説明資料



平成30年3月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会説明資料 目次

| | 資料番号 | ページ 番号 |
|---|------|-----------|
| 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について | 資料1 | 1 |
| 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、 勤務条件等に関する条例の制定について | 資料2 | 3 |
| 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例について | 資料3 | 5 |
| 議案第4号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第1号）について | 資料4 | 7 |
| 議案第5号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第1号）について | 資料5 | 9 |
| 議案第6号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 について | 資料6 | 11 |
| 議案第7号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算について | 資料7 | 13 |

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

1 平成 30・31 年度保険料率

高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に基づき、平成 30・31 年度の 2 年間の財政運営期間の療養給付費等の費用と収入を見込み、保険料率を算定しました。

| | 30・31 年度 | 差引増減 | 28・29 年度 |
|----------|----------|------------|-------------------------------|
| 均等割額 (円) | 41,600 円 | ▲1,829 円 | 43,429 円 (対 H26・27 +849 円) |
| 所得割率 (%) | 8.25% | ▲0.41 ポイント | 8.66% (対 H26・27 +0.36%) |

算定に係る数値

- ①被保険者数:年約 4.2%の増加 ※各年度の数値は見込数
29 年度 1,047,667 人、30 年度 1,095,264 人、31 年度 1,136,909 人
- ②1人当たり医療費:30 年度 0.4%減少、31 年度 0.7%増加
29 年度 869,038 円、30 年度 865,562 円、31 年度 871,621 円
平成 22 年度以降の平均伸び率 0.7%を基に、診療報酬改定▲1.1%を加味
- ③1人当たりの被保険者所得:1.2%減少
公的年金支給額引き下げの影響、
給与所得及び不動産所得は平成 22 年度以降の平均伸び率を基に推計
- ④保険料の賦課限度額
高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、賦課限度額が現行より、5 万円引き上げられる影響

保険料の負担を軽減するため剰余金 140 億円を活用

(財政安定化基金については、前回と同様に今回も活用しません。)

(参考) 剰余金 140 億円の影響

剰余金の活用により、保険料率の上昇を均等割額▲2,525 円、所得割率▲0.61 ポイント抑制することができました。

| | 抑制財源を 投入しない場合 (A) | 抑制財源を 投入した場合 (B) | 抑制の効果 |
|----------|----------------------|---------------------|-----------------|
| | | | 増減 (A) - (B) |
| 均等割額 (円) | 44,125 円 | 41,600 円 | ▲ 2,525 円 |
| 所得割率 (%) | 8.86% | 8.25% | ▲ 0.61 ポイント |

2 保険料賦課限度額の引上げ

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 18 条第 2 項第 5 号の改正（平成 30 年 1 月 31 日公布、4 月 1 日施行）に伴い改正します。

医療給付費の増加が今後も見込まれる中、受益と負担の関係、中間所得層とのバランス等を考慮し、保険料の賦課限度額を引き上げます。

| | | |
|-------|-------|--------|
| （現行） | 賦課限度額 | 5 7 万円 |
| （改正後） | 賦課限度額 | 6 2 万円 |

3 保険料軽減対象所得額の拡大

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 18 条第 4 項第 1 号及び 4 号の改正（平成 30 年 1 月 31 日公布、4 月 1 日施行）に伴い改正します。

平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度においても経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割 2 割軽減、均等割 5 割軽減の軽減判定所得を見直します。

① 2 割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額の引上げ

| | | |
|-------|-----|---|
| （現行） | 基準額 | $33 \text{ 万円} + 49 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$ |
| （改正後） | 基準額 | $33 \text{ 万円} + 50 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$ |

② 5 割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額の引上げ

| | | |
|-------|-----|---|
| （現行） | 基準額 | $33 \text{ 万円} + 27 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$ |
| （改正後） | 基準額 | $33 \text{ 万円} + 27 \text{ 万 5 千円} \times \text{被保険者数}$ |

4 住所地特例の見直し

高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定が新設（平成 27 年 5 月 29 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い改正します。

住所地特例の適用を受けていた国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、その適用を受ける新たな住所地特例の被保険者に対して保険料を徴収します。

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について

1 条例制定の理由

一般職非常勤職員の任用手続き及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものです。

2 条例の内容（主なもの）

（1）任用（第 3 条）

業務の遂行上必要があると認めるときは、競争試験又は選考により非常勤職員を任用することができることとします。

（2）勤務日及び勤務時間（第 5 条）

勤務日及び勤務時間は、業務内容を考慮して定めますが、特に勤務時間については、1 週間当たり 29 時間以内かつ 1 日当たり 7 時間 45 分以内とします。

（3）報酬（第 13 条）

報酬は、勤務形態により月額、日額又は時間額により支給します。

（4）通勤に係る費用及び旅行に係る費用（第 14 条、第 18 条）

通勤に係る費用及び公務のための旅行に係る費用は、弁償することとします。

（5）災害補償（第 21 条）

公務上の災害については、労働者災害補償保険法等の定めるところにより補償するものとします。

3 条例の施行日

平成 30 年 4 月 1 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例制定の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正をします。

2 条例の内容

(1) 非常勤職員の育児休業期間について特に必要と認められる場合「2歳に達する日」までに拡大(第2条の4)

非常勤職員、または当該非常勤職員の配偶者が養育する子が1歳6か月に達する日において育児休業をしている場合であって、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとします。

【参考：育児休業法の一部改正内容】

- ・非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは2歳に達する日まで、育児休業をすることができることとする。

(2) その他所要の改正(第2条第2号、第2条の3第2号、第2条の5及び第3条第7号)

非常勤職員の育児休業制度の整備を行います。

3 条例の施行日

平成30年4月1日

平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第 1 号)の概要

1 補正予算額

4 億 2,329 万円を増額し、予算総額 33 億 4,564 万円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

平成 28 年度からの繰越額の確定：4 億 2,329 万円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

| 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|-----------|---------|-----------|
| 1. 繰越金 | 1. 繰越金 | 1 | 423,294 | 423,295 |
| 歳入合計 | | 2,922,351 | 423,294 | 3,345,645 |

(2) 歳出

○ 一般管理費

平成 28 年度の国庫補助金の精算：1,270 万円の増

○ 財政調整基金費

平成 28 年度の国庫補助金の精算後の残を積立：4 億 1,058 万円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

| 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 総務管理費 | | 2,910,634 | 423,294 | 3,333,928 |
| | 1. 一般管理費 | 2,714,745 | 12,708 | 2,727,453 |
| | 2. 財政調整基金費 | 195,889 | 410,586 | 606,475 |
| 歳出合計 | | 2,922,351 | 423,294 | 3,345,645 |

平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)の概要

1 補正予算額

229 億 7,694 万円を増額し、予算総額を 8,996 億 4,224 万円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 市町村負担金

療養給付費負担金の平成 28 年度の精算分：26 億 9,736 万円の減

○ 繰越金

平成 28 年度からの繰越額の確定：256 億 7,430 万円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|-------------|------------|-------------|
| 1. 市町村支出金 | 1. 市町村負担金 | 175,451,231 | ▲2,697,356 | 172,753,875 |
| 8. 繰越金 | 1. 繰越金 | 1 | 25,674,296 | 25,674,297 |
| 歳入合計 | | 876,665,301 | 22,976,940 | 899,642,241 |

(2) 歳出

○ 基金積立金

平成 28 年度の国庫負担金等の精算後の残を積立：119 億 9,227 万円の増

○ 償還金

平成 28 年度の国庫負担金等の精算：109 億 8,467 万円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|-------------|------------|-------------|
| 4. 基金積立金 | 1. 基金積立金 | 1,128 | 11,992,270 | 11,993,398 |
| 6. 諸支出金 | 1. 償還金及び還付加算金 | 3,212,898 | 10,984,670 | 14,197,568 |
| 歳出合計 | | 876,665,301 | 22,976,940 | 899,642,241 |

【参考】

＜28年度に交付を受けた国庫負担金等の返還の内訳（見込み）＞（単位：千円）

| 項 目 | 金 額 |
|------------------|------------|
| 療養給付費国庫負担金 | 12,067,065 |
| 財政調整交付金 | 39,701 |
| 事業費補助金（歯科健康診査事業） | 1,990 |
| 円滑運営臨時特例交付金 | 4,660 |
| 支払基金交付金 | 1,832,765 |
| 合 計 | 13,946,181 |

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算の概要

1 平成 30 年度予算案の全体概要

平成 30 年度の予算総額は、被保険者証一斉更新に係る経費や標準システムサーバー機器類更改による経費の増額により、29 年度当初予算額に比べて 5 億 9,301 万円 (20.3%) 増の 35 億 1,536 万円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位:千円)

| 項目 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 増減額 (率) |
|----------|-----------|-----------|--------------------|
| 分担金及び負担金 | 2,485,848 | 2,502,637 | ▲16,789 (▲0.7%) |
| 国庫支出金 | 393,161 | 364,518 | 28,643 (7.9%) |
| 繰入金 | 635,945 | 55,015 | 580,930 (1,055.9%) |
| その他の歳入 | 407 | 181 | 226 (124.9%) |
| 歳入合計 | 3,515,361 | 2,922,351 | 593,010 (20.3%) |

(2) 主な内容と増減

- 分担金及び負担金：県内市町村からの共通経費負担金 ▲1,679 万円
 (うち療養費等の審査支払経費を特別会計で計上したことに伴う減 ▲1 億 1,470 万円)
 (うち被保険者の増加等に伴う事業費の増額による増 9,791 万円)
- 国庫支出金：国からの補助金や交付金
 高齢者の低栄養・重症化予防事業の拡充等による増 2,864 万円
- 繰入金：財政調整基金からの繰入金
 被保険者証一斉更新・システム構築等に係る経費による増 5 億 8,093 万円

3 歳出について

(1) 総括表

(単位:千円)

| 款 項 目 (事業名) | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 増減額 (率) |
|-------------|-----------|-----------|-------------------|
| 議会費 | 1,913 | 1,337 | 576 (43.1%) |
| 総務費 | 3,503,448 | 2,911,014 | 592,434 (20.4%) |
| 広域連合事業費負担金 | 391,941 | 358,773 | 33,168 (9.2%) |
| 高齢者医療管理費 | 315,908 | 250,436 | 65,472 (26.1%) |
| 資格管理事業費 | 519,311 | 99,876 | 419,435 (420%) |
| 電算システム関係費 | 1,351,849 | 944,101 | 407,748 (43.2%) |
| その他の総務費 | 924,439 | 1,257,828 | ▲333,389 (▲26.5%) |
| 予備費 | 10,000 | 10,000 | 0 (-) |
| 歳出合計 | 3,515,361 | 2,922,351 | 593,010 (20.3%) |

(2) 主な内容と増減

○広域連合事業費負担金

職員の増員に伴う増 3,317 万円

○高齢者医療管理費

高齢者の低栄養・重症化予防等事業の拡充等に伴う増 6,547 万円

○資格管理事業費

被保険者証一斉更新に係る経費等に伴う増 4 億 1,944 万円

○電算システム関係費

標準システムサーバー機器類更改に伴う増 4 億 775 万円

4 基金の状況

(単位:千円)

| | 平成 29 年度末残高(見込) | 取崩予定額 | 積立予算額 | 平成 30 年度末残高(見込) |
|--------|-----------------|---------|-------|-----------------|
| 財政調整基金 | 807,951 | 635,945 | 306 | 172,312 |

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算の概要

1 予算案の全体概要

新たな財政運営期間の 1 年目となる平成 30 年度予算総額は、被保険者数の増加等により、29 年度当初予算額に比べて 104 億 7,749 万円（1.2%）増の 8,871 億 4,280 万円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

（単位：千円）

| 項目 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 増減額 | (率) |
|-----------|-------------|-------------|------------|----------|
| 市町村支出金 | 177,010,572 | 175,451,231 | 1,559,341 | (0.9%) |
| 保険料納付金 | 96,919,016 | 95,632,718 | 1,286,298 | (1.3%) |
| 療養給付費負担金 | 65,721,010 | 65,559,016 | 161,994 | (0.2%) |
| その他市町村支出金 | 14,370,546 | 14,259,497 | 111,049 | (0.8%) |
| 国庫支出金 | 247,671,416 | 246,150,875 | 1,520,541 | (0.6%) |
| 県支出金 | 71,836,659 | 69,512,271 | 2,324,388 | (3.3%) |
| 支払基金交付金 | 376,973,779 | 379,044,100 | ▲2,070,321 | (▲0.5%) |
| 繰入金 | 6,476,168 | 5,429,262 | 1,046,906 | (19.3%) |
| その他の歳入 | 7,174,201 | 1,077,562 | 6,096,639 | (565.8%) |
| 歳入合計 | 887,142,795 | 876,665,301 | 10,477,494 | (1.2%) |

(2) 主な内容と増減

○保険料納付金

被保険者数の増加等による増 12 億 8,630 万円

（うち保険料軽減特例の見直し分 6 億 4,259 万円）

保険料予定収納率：99.36%

○国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金

医療給付費の増額に伴う増 15 億 2,054 万円

○県支出金：療養給付費等の県費負担金

医療給付費の増額に伴う増 23 億 2,439 万円

○支払基金交付金：現役世代からの支援金

過年度分の交付見込額の減少等に伴う減 ▲20 億 7,032 万円

○その他の歳入

繰越金を計上したこと等による増 60 億 9,664 万円

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

| 項目 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 増減額 (率) |
|---------|-------------|-------------|--------------------|
| 保険給付費 | 873,445,797 | 870,319,871 | 3,125,926 (0.4%) |
| 療養給付費等 | 868,385,311 | 865,584,397 | 2,800,914 (0.3%) |
| 審査支払手数料 | 2,219,586 | 2,091,424 | 128,162 (6.1%) |
| 葬祭費 | 2,840,900 | 2,644,050 | 196,850 (7.4%) |
| 保健事業費 | 3,038,185 | 2,754,008 | 284,177 (10.3%) |
| 基金積立金 | 244 | 1,128 | ▲884 (▲78.4%) |
| 諸支出金 | 10,206,100 | 3,212,898 | 6,993,202 (217.7%) |
| その他の歳出 | 452,469 | 377,396 | 75,073 (19.9%) |
| 歳出合計 | 887,142,795 | 876,665,301 | 10,477,494 (1.2%) |

(2) 主な内容と増減

○療養給付費等

被保険者数の増加等による増 28 億 91 万円

○審査支払手数料

療養費等の審査支払事務経費を新たに計上したこと等による増
1 億 2,816 万円

○保健事業費：健康診査事業・歯科健康診査事業に係る経費

受診見込者の増加及び補助対象の拡大等による増 2 億 8,418 万円

○諸支出金

前年度国庫負担金等の精算見込額の増加等による増 69 億 9,320 万円

[参考]

<平均被保険者数の推移>

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 平均被保険者数 | 872,829 人 | 904,326 人 | 945,361 人 | 993,631 人 | 1,047,667 人 | 1,095,264 人 |
| 対前年度比 | 4.2% | 3.6% | 4.5% | 5.1% | 5.4% | 4.5% |

<1人あたり医療費の推移>

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1人あたり医療費 | 864,292 円 | 865,163 円 | 878,233 円 | 862,141 円 | 869,038 円 | 865,562 円 |
| 対前年度比 | 0.9% | 0.1% | 1.5% | ▲1.8% | 0.8% | ▲0.4% |

※平均被保険者数及び1人あたり医療費とも、平成25～28年度は実績値。平成29、30年度は見込み。

4 基金の状況

(単位：千円)

| | 平成 29 年度末残高(見込) | 取崩予定額 | 積立予算額 | 平成 30 年度末残高(見込) |
|--------------|-----------------|-----------|-------|-----------------|
| 療養給付費等支払準備基金 | 12,201,264 | 6,476,167 | 244 | 5,725,341 |